

ユニット型指定短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 社会福祉法人浩養会が開設する地域密着型特別養護老人ホーム浩養園に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「併設ユニット型事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守を通じて、ご利用者の生活の安定及び生活の充実並びにそのご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 併設ユニット型事業所は、ご利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

2 併設ユニット型事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する多治見市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

(施設)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 ショートステイ浩養園
- (2) 所在地 多治見市京町6丁目13番地の2

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 併設ユニット型事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員を満した上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | | |
|-----|---------|-------------------|
| (1) | 施設長 | 常勤1名 |
| (2) | 医師 | 非常勤1名 |
| (3) | 生活相談員 | 常勤1名 |
| (4) | 管理栄養士 | 常勤1名 |
| (5) | 機能訓練指導員 | 常勤1名 |
| (6) | 看護職員 | 非常勤1名以上 |
| (7) | 介護職員 | 常勤3名以上
非常勤2名以上 |
| (8) | 事務職員 | 常勤1名 |

(9) 営業 常勤1名

(令和6年4月1日現在)

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、併設ユニット型事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、職務分担表によることとする。

- (1) 施設長は、併設ユニット型事業所の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、ご利用者の健康管理、保健衛生指導及び職員の健康相談に従事する。
- (3) 生活相談員は、ご利用者の生活相談、面接、身上調査並びにご利用者処遇企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携図りサービス計画につなげる。
- (4) 管理栄養士は、献立作成、栄養管理、経口摂取への行、療養食の提供、栄養計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全並びに栄養指導に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又その減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 看護職員は、ご利用者の健康管理及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (7) 介護職員は、ご利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (8) 事務職員は、事業所運営事務、事業所会計及び庶務に関する業務に従事する。
- (9) 営業は、事業所利用稼働の安定を目指し営業企画を行う。
- (10) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考えなければならない。

2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。又、ユニットごとに常勤のユニット長を配置することとする。

第4章 利用定員

(定員)

第6条 併設ユニット型事業所の利用定員は、10名とする。

2 併設ユニット型事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

第5章 ご利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画書等の原案を作成し、それをご利用者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 併設ユニット型事業所の管理者は、4日以上にわたり継続して入所することが予想されるご利用者については、職員と協議のうえ、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はそのご家族に対して説明のうえ、同意を得るものとする。

3 短期入所生活介護計画等の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

4 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、併設ユニット型事業所内にて閲覧できるものとする。

(サービスの提供)

第8条 併設ユニット型事業所は、サービスの提供にあたっては、ご利用者又はその家族に対して、短期入所生活介護計画等に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、短期入所生活介護計画等を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 併設ユニット型事業所は、短期入所生活介護計画等に則って行ったサービス提供の状況やその折のご利用者の反応及びそのご家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 併設ユニット型事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 併設ユニット型事業所が提供する居室は個室とし、居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、ご利用者の希望及び居室の空室状況等により、併設ユニット型事業所側がご利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、1とする。

3 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は、10人以下とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、ユニットのご利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

2 ご利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、ご利用者に傷病有ったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師等が入浴が適当でない判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第13条 ご利用者の心身の状況に応じて、又個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならないご利用者のおむつを適宜取り替えるものと

する。

(離床・着替え・整容等)

第 14 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 15 条 食事は、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前 8 時 00 分～午前 10 時 00 分

(2) 昼食 午後 0 時 00 分～午後 2 時 00 分

(3) 夕食 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（2 時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

4 最低 1 日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 併設ユニット型事業所が提供する食事以外でご利用者が個別に希望されるメニューを、別紙に定める料金で提供するものとする。

6 医師の処方箋による特別食は、別紙に定める料金で提供するものとする。

(送迎の幹旋)

第 16 条 ご利用者の入所及び退所時には、ご利用者の希望、状態により自宅まで送迎の幹旋を行う。

2 通常の送迎の実施地域は、多治見市内全域及び土岐市（泉、土岐津、妻木、下石地域）とする。

(相談、援助)

第 17 条 ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 併設ユニット型事業所は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、必要な援助を行うものとする。

3 併設ユニット型事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 18 条 ご利用者の心身の状況等に応じて、ご利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 19 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、ご利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1日当たりの主な日課

午前6時ごろから	— ご利用者なりの起床
8時～10時	— 朝食時間
9時	— ご希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
午後0時～2時	— 昼食時間
2時	— ご希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出
3時	— おやつ
6時～8時	— 夕食時間
9時	— ご利用者なりの自由時間、就寝

(2) 年間行事計画（原則、ユニットごとの計画、実施とする）

4月	さくら鑑賞、誕生会
5月	端午の節句、菖蒲湯、母の日交流、誕生会
6月	父の日交流、誕生会
7月	七夕会、誕生会
8月	花火鑑賞会、誕生会
9月	中秋の名月、敬老会、誕生会、消防避難訓練
10月	運動会、誕生会
11月	干し柿作り、お楽しみ会、誕生会、インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会、正月お飾り準備、柚子湯
1月	新年もちつき大会、初釜、誕生会
2月	節分会、誕生会
3月	桃の節句、誕生会、消防避難訓練

2 ご利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、併設ユニット型事業所が代わって行うことができる。

3 ご利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介 護)

第20条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々のご利用者の状態に合わせ、短期入所生活介護計画にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第21条 毎週1回、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。又、ご利用者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室や機能訓練との連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第22条 理美容師の来園日に、ご利用者のご希望に合わせて別紙に定める料金にて提供することとする。

(マッサージ等)

第 23 条 マッサージ師等の来園日に、ご利用者のご希望に合わせて別紙に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第 24 条 医師等は、常にご利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第 25 条 個々のご利用者の栄養状態に着目した栄養管理を医師、管理栄養士、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

2 医師が必要と判断したご利用者には、経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第 26 条 預り金等は、原則、ご利用者またはそのご家族管理であるが、やむを得ない事情がある場合は別紙に定める料金で併設ユニット型事業所が管理の代行を行うこととする。

(緊急時の対応)

第 27 条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等でご利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 ご利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(空きベッドの活用)

第 28 条 空床利用型施設である場合には、入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

2 空きベッドを利用するユニットは、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム浩養園 1 階 葵ユニットの 1 ベッドを使用する。それ以外の空きベッドは、空床利用を行わないものとする。

(利用料)

第 29 条 併設ユニット型事業所の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とその他居宅サービスにかかる費用としては別紙記載の滞在費及び食費、ご利用者の選択によりかかるサービス利用料とし、それらの合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、その他居宅サービスにかかる費用の額の変更に関しては、予めご利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、併設ユニット型事業所が定める基準によるものとする。

- 3 ご利用者の選定に基づく特別な食等追加的費用は、別紙記載の利用料とする。
- 4 特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、特例特定入所者支援サービス費、特例特定居宅支援サービス費、高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 5 併設ユニット型事業所の利用料は利用した暦月ごとに支払うものとし、利用日数分を計算し、毎月支払うものとする。
- 6 併設ユニット型事業所のご利用者は、利用料を翌月 10 日から 20 日までに、施設に、原則自動口座振替で支払うものとする。尚、自動口座振替によらない支払いの場合、現金にて支払うものとする。
- 7 併設ユニット型事業所のご利用者は、自動口座振替にかかる手数料を負担するものとする。

第 6 章 事業所利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第 30 条 ご利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、併設ユニット型事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 31 条 ご利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、併設ユニット型事業所へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面 会)

第 32 条 ご利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第 33 条 ご利用者は、努めて健康に留意するものとする。

併設ユニット型事業所のご利用者は、受診状況、健康診断や予防接種の結果等を当該事業所がご利用者の健康状態を継続的に把握する為に、情報の提供に協力するものとする。

(衛生保持)

第 34 条 ご利用者は併設ユニット型事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又、協力するものとする。

2 入所にあたって、感染症、害虫の施設内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品については、施設の判断により、事前に指定業者による殺虫・消毒処理を受けなければならないことがある。

3 施設長、医師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年 2 回の全館防虫防鼠消毒及び年 1 回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第 35 条 併設ユニット型事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 3 月に 1 回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 36 条 併設ユニット型事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに多治見市、ご利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 事故発生の分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備を行う。

5 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修等を定期的実施する。

6 施設は、事故発生の防止及び発生時の対応についての措置を適切にするための担当者を設置する。担当者は委員会の委員長とする。

7 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業所内の禁止行為)

第 37 条 ご利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 併設ユニット型事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、併設ユニット型事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(事業所の入退所)

第 38 条 事業所のご利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2 入所及び退所の時間は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入所時間 午前 10 時

(2) 退所時間 午後 4時

3 ご利用者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに管理者へ届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 39 条 併設ユニット型事業所は、業務上知り得た契約者、ご利用者並びにそのご家族に関する個人情報並びに秘密事項については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 40 条 併設ユニット型事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 併設ユニット型事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及びご利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも半年に 1 回は実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

3 ご利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 併設ユニット型事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。又、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

5 備蓄食料品は、最低 3 日間以上とする。

6 併設ユニット型事業所は、自然災害に対処するための計画等をたて、職員及びご利用者が参加する地震、河川氾濫や土砂災害を想定した訓練を少なくとも年 1 回は実施する。

7 併設ユニット型事業所は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、ご利用者に対して必要なサービスを継続的に提供するために、業務継続計画（BCP）を策定する。また、職員に対し、業務継続計画に関する研修や訓練を実施する。

第 8 章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 41 条 併設ユニット型事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための指針を整備し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 事業所内に虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催、その結果について職員に周知徹底を実施
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援

2 職員は、ご利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接ご利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) ご利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 併設ユニット型事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を見捨てること。

(身体的拘束等)

第 42 条 併設ユニット型事業所は、ご利用者の身体的拘束は行わない。万一、ご利用者又は他のご利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはご家族の「ご利用者の身体的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

2 併設ユニット型事業所は、身体拘束廃止のための指針を整備するとともに、事業所内に身体拘束廃止委員会を設置し改善計画を作成する。委員会の委員長は施設長とし、委員は生活相談員、介護職員(フロア一長)2名、介護支援専門員、看護師、管理栄養士の7名で構成する。

3 身体的拘束廃止に係る意識啓発のための研修等を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第 43 条 併設ユニット型事業所は、ご利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第 44 条 併設ユニット型事業所の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本併設ユニット型事業所の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができるご利用者及びその他法令により入所できるご利用者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、事業所の入所判

定委員会にて入所と判断された者で、居室の状況に適応する方より入所する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 45 条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びそのご家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 46 条 併設ユニット型事業所・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長がご利用者と協議の上決定するものとする。

2 ご利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 併設ユニット型事業所・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情対応)

第 47 条 ご利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、ご利用者又はそのご家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙施設苦情・相談解決制度に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第 48 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人浩養会の事業所が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため併設ユニット型介護サービス情報の公表を併設ユニット型事業所のホームページ等において行うものとする。

(掲示)

第 49 条 併設ユニット型事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を事業所の入り口付近に掲示する。また、重要事項は、インターネット上で情報の閲覧ができるように公表する。

第 9 章 雑則

(委 任)

第 50 条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改 正)

第 51 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人浩養会理事会の議決を経るものとする。

附 則

平成 26 年 5 月 26 日制定

この規程は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

この規程は平成 27 年 11 月 24 日から施行する。

この規程は平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日理事会第 7 号議案）

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日理事会第 8 号議案）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日理事会第 8 号議案）

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 18 日理事会第 6 号議案）

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。